

「三条教則」關係資料（二十）

○ 『大祓詞三条弁』三巻 根本真苗 (明治七年三月) (このうち中・下の二巻)
の一点を収める。 本号は

なお、翻刻掲載については、前号に引続き、國學院大學「河野省三博士記念文庫」所蔵本に依った。(三七)

凡 例

本書は、本文の上部箇所周辺を中心にして、本文の補注として、「頭書」と筆者が述べる頭注が、かなり存する。よって、当該箇所は該当する本文のあとに、改行し、さらに、(頭書)と表記してから、その文章を掲載した。その他の凡例については、前号にしたがった。

『大祓詞三条弁』 中・下巻 根本真苗 (明治七年三月)

大祓詞三条弁 中巻

根本真苗謹撰

高天原尨神留坐

記伝云 高天原は天なり。原とは広く平らなる処をいふ。海原、野原、葦原などの如しといふ。真苗云 天原とは此地上を離れたにすれば、即天原なり。かくいふときは、世人耳馴ぬことゆゑに疑かはしくも、思ふめれ

と、天と地との間を虚空といふ。其虚空の遠々の限は、量り知れ難し。譬へていは、大野原の彼方を、此方より見たして、其野末の遠く量り知ることの難きと同じく、高山の頂上にて一尺離る、も、此平地にて一尺離る、も、地より上は、おしなへて天原なり。さて高天原と高字加はりて、仰き見る天都虚空の極のこと、はなれるなり。後釈云 神留坐の神を、古は加牟と槌に唱へしことなるを、かんとはねてよむは、後世の言に

て正しからず。すへてんとはぬることは、上代にはなかりしなり。又神を加牟といふは、音便にはあらず。木を許某、稲を伊那某、船を布那某といふ類にて、上にあるとき、音の転る格なり。考云 留は、続日本紀の宣命に、神積とあるによりて、かんづまりと訓へし。積はあを略きたる借字にてあつまりなり。後釈云 都麻流は即とまるなり。今俗言に、物の滞ほりて、ゆきとほらぬことを、つまるといふに、とまる意にて同し。又高天原尨神留坐、と申すよしは、皇御孫命の天之磐座を離れて、此国に降坐るに對へて、降坐ぬ神々を留坐とは申せるなり。

(頭書) 古史伝云、高天原の名義、師説に、高とは、是も天をいふ称にて、たゞに高き意にいへるとは少か異なる。日の枕詞に、高光といふも、天照と同意、高御座も、天の御座といふことにて、是等の高も同し。又高行や隼別などは、虚空を高といへるなり。今世にも天津虚空を然いふことあり。原とは広く平らなる処をいふ。海原、野原、河原、葦原などの如し。万葉歌には国原ともあり。か、れは天をも天原とはいふなり。さて其に

高てふ言をそへて、高天原とは此国土よりいふことなり、云々、とあり。此説の如し。○後釈云、万葉に宇奈原能辺尔母奥尔母神豆麻利宇志播吉伊麻須諸能大御神等とよめるは、其時の船路の海辺又奥なる嶋々などに、鎮座ことを、神豆麻利といへり。凡て神の鎮座と常にいふも、其所に留り坐意也。又神祇官に坐八座の中の玉留魂と申す神名をたまるむすひと訓るは、いみしきひかことにて、是も多麻都米牟須毘にて、都米はと、めなり。うかれゆく魂を留め給ふ靈にます神なり。是も神名帳には玉積産靈と書れたるを以て、たまると訓ことの誤りをも知るへし。又此神名にて、神留は即留まる意なることをもささるとるへし。○真苗云、うかれゆく魂を留め給ふ靈にます神といへるは然るへからず。玉積魂生魂足魂の三魂の一にむすびそなはりて、人はもとより鳥獸まで、生とし生けるもの、成出ることを、幸はひ給ふの神を申すなり。其委しきはおのれ別に考へあり。

皇親神漏岐神瀨美乃命以氏

考云 皇は統といふことにて、天を統知坐を皇大御神、国を統知坐を皇大君と申す尊言なり。親は天皇の皇祖神たちなれば、御親みのよしなり。後々釈云 神漏岐神瀨美の言のことは、いかにもあれ、皇祖の男女の神たちを申すなり。岐は男神のことに、美は女神のことにいふなるは、伊邪那岐、伊邪那美と申す神の御名にてもしるし、さてこ、は高御産巢日神、天照大神なることは、皆人のよくしれることなれば、神の御名をは、申さるなり。さるは、記録の書ならば、必ず御名を書くへきことなれども、是は祝詞にて、詞にあやなすことを、むねとつとめたるものなるゆゑに、かくわさと、おほらかにいへる也

(頭書) 後釈云、皇は須壳良質と訓へし。其例は上の天皇朝廷のところにいへるか如し。親は牟都云々と下につく言なり。是を昔より皇親とつゝけて、すめむつ、と訓来れるは、あるへき語にあらず。古言を弁へさるみたりよみ也。祈年祭、詞に皇吾睦神漏岐命神漏弥命止云々、出雲神賀詞に親神魯伎云々、孝徳紀に今我親神祖之所知、穴戸國中云々、是等を以て、親は下に属て、

よむへきことを知るへし。○命、字朝野群載には、御命と書たり。命以^{ミトモテ}とは詔命を以て、仰せつけらるゝをいふ。此言下の止事依奉^{トコトヨサシマツリキ}岐といふへか、れり

八百万^{ヤハヤロヨソノカミタチヲ}神等乎^{カムフドヘ}神集^{タマヒト}集賜比^{カムハカリ}神議^{ハカリタマヒ}議賜^{タマヒ}賜^ヒ氏

後积云 都度比と都度閉とは、自他の差にて、都度比は自集ふなり。古事記に都度比と注したるも、八百万神みつから集へるをいふところなればなり。都度閉は令集の約まりにて、他を集はしむるなり。こゝは詔命を以てつとはしむるをいへは都度閉なり。

我皇御孫之命波^{アマスメミマノノミコトハ}

後积云 我は皇祖神たちの我なり。又御孫を美麻とよむことは、続紀十五の歌に、美麻乃弥已止とあり。

後々积云 皇御孫之命とは、天照大御神の御孫之命の天津日子番能邇々芸命を申すなり。はしめ天照大御神の御名を申さずして、我皇御孫之命と申すは、聞えぬ、いひさまなれとも、こゝにいへる事ともは、上代には人のよく知れることなれば、例の詞にあやなすとて、か

くおほらかにいへるなり。

豊葦原乃水穗之国平安国止平^{トヨアシハラノミヅホノクニヤスクニトクシケクシロシメセトコトヨサシマツリキ}久所知食止事依奉^{キウチノチキヨサシマツリキ}岐

国号考云 豊は美称にて、芦原とは、いとく上代には、四方の海へたはことく葦原にて、其中に国処は在て、上方より見下せは、葦原のめくれる中に見えける故に、高天原よりかくは名つけたるなり。○水ハ借字にそ物のうるはしきをほむる言にて、是は穂をほめたるなり。穂は稻穂をいへり。葦原にはあらず。**後积云** 安国は神武天皇紀に、浦安国とあると同しく、安き国と心得てもあるへけれど、猶いさ、か異なるへし。安見し、吾天皇といへる是也。○事依は、字の如く事を寄すなり。言にはあらず。若言ならば、必ず御ことよさしと、御を添ていふへきに、然いへることなし。

如此依志奉志国中尔^{カシクヨサシマツリクケナチニ}

後积云 此祝詞の中に、国中といへるに二あり。一は、俗言にも国中といふ意にて、こゝはそれなり。久奴知と訓へし。今一は四方之国中とある。そは四方の国

紀祢多知と訓へし。木の柱キリヒのことなり。新撰字鏡に「**後積云**」垣葉カキとは、先凡て

草は大かた、三葉五葉つ、など、並ひて生る物なるに、

それを闕取カキトリて、た、一葉など残りてあるさまを以ていふ

詞にて、意はた、いさ、かの、草の一葉までといふなる

へし。**真苗云** 語問志磐根樹立、草之垣葉乎毛語止氏、

とは、古事記に、大國主神の仰せに、吾子等百八十神

は八重事代主神、神之御後前となりて、仕奉らは違ふ

神はあらし、とのたまひしことの如く、大國主神の御

父子を初め、親族の従ひまつるからは、此、國中に多か

る荒振神とも、否をもいはて、帰順キクノへるさまを、草木

の枝葉を斬はらひたる如くなれば、かく語止氏コト止、とはい

へるなりけり。是等凡て例の文飾なり。

記伝云 磐イハとは、た、堅固カタキをいへるにて、天之石屋戸、
天之石鞞イハノイハ、天磐船イハノフネなどの類ひなり。**後々積云** 伊頭イヅは、
奉支マツリキ

書紀に書れたる如く、稜威イヅのものしの意なるへし。漢書に

威稜イヅ儻乎隣国、注に神靈之威日稜とあるを思ふへし。
こ、は皇御孫之命の天降り給ふに、供奉ミツホの神等もあまた

ありて、みいきほひのいかめしきさまをいへるなり。○

千別は、書紀に書れたる如く、道を排行ヒラキユケなり。**後積云**

天降は、あまくたりと訓へきなれと、こ、は依志奉支ヨシホ

とありて、皇祖神の詔命を以て、天降らしむる方よりい

ふなれば、天降はあまくたしと訓へし。然れば、放も

はなちと訓へきか如くなれとも、天之八重雲乎云々は

御孫命の御うへを、直にいふ語なれば、それと同じく、

放をもはなれと訓かた穩かなるへし。さて天降しとい

ふにて、凡ては皇祖神の詔命もて、然せしめ給ふにな

るなり。**真苗云** 皇御孫命の天降り給ひし時、供奉ミツホの

神々多かる中にも其つかさたる、天、児屋命は中臣、
連等ムラジラの遠祖トホツヤにして、諸臣の棟梁なり。即今の藤原氏

の祖神、春日神社也。又太玉命は、忌部首等の遠
祖にして、木工コタクミ、漆部スリベ、縫部ヌヒモベ、織部オリベ、染師シ等の棟梁

たる、安房神社也。又天鈿女命は瓊女君等の遠祖に
して内侍所に奉仕る、女官の棟梁たる、春日相殿の比
売神也。又石凝姥命は鏡作連等の遠祖にして、鍛カス

冶、典鑄の棟梁たる鏡作、神社也。又玉祖、命は玉祖、連等の遠祖にして、玉造の棟梁たる、玉祖、神社也。右の五柱、神を五部、緒と稱し、諸部か神々を率ゐて、朝廷に仕奉りしなり。されは四方、国人、此、外天神地祇の末、又支那印土の末にあれば、先、おほかたは、此、神々の末にしあるめれば、論つらふまでもなく、遠祖の例にならひて、赤心もて仕奉る上からは、三条の教則にもゆめ違ふことはあらしかし。

(頭書) 考云、伊頭は、息出るといふことより、出たる言にて、勢ひをいへり。是によりて、稜威、又嚴などの字を書たり。八重雲は、やへくもといふも常なれと、こゝは古事記によりて、やへたなぐもと訓へし。調へもよろしく、言も雅なればなり。千別の千は、借字にて、道別の略なり。紀に道別と書り。神武天皇紀に披雲路、駟山蹕、と書れたる是也。○後釈云、伊頭は、稜威なり。此、つは、清音にて、古事記、又書紀の訓注など、皆清音の都、字をのみ書て、濁音の仮字をすることなし。然るをこゝに、濁音の頭、字を書るは、既に仮字の清濁混したる也。考に、嚴と稜威とを一に、心得ら

れたるは誤也。書紀に嚴、字を書れたるは忌清めたる意にて、古事記に伊豆と書る言にて、豆は濁音也。そは稜威とは、もとより別にして、清濁も異に、言の意も異にして、相あつからざることなるを、稜威のつをも訛りて濁るから混して、皆人一言と思ひ誤れり。此、事猶古事記伝に委しくわきまへたり。又此いつを、息出と解れたるも、いとくうけられぬ説也。又八重雲を、古事記によりて、やへたなぐもと訓れたるも、言の雅ひたるはさることなれとも、こゝには多那の字なければ、さは訓難し。すへて祝詞の書さまは、た、読へさま、に、書たる物なれば、書紀万葉などを訓ことく、文字をはなれて、異さまには、訓べきにあらず。

如此久依志奉志四方之國中登

後釈云 四方之國中は、天、下四方の国の中央也。

考云 さて是よりは、神武天皇このかたの御代を申せり。下の条々も皆然り。

大倭日高見之國乎安國止定奉氏

【考云】大倭は、今の大和、国にて、古の天皇の御代御代、此、国を宮所とし給へることをいふなり。さて夜方登といふ名は、もと此、国の山辺郡の夜方登、郷よりおこりて、後に一国の名とはなれりと見ゆ。其、郷名は、山門といふ意なり。【後釈云】日高見之國とは、山遠くして、平らに広き地をいふなり。山の近き地にては、山と空の日との間近く見えて、日を見ること低きを、うちはれて広き地は、山の遠き故に、山と空の日との間、遠くして、日の高く見ゆるものなれば也。大和、国の中央は、広く平らなる地なるを以て、かくいへり。いつれの國にいへるも、皆同じこと也。○安國は、殊に畿内の大和をいひて、大宮敷いまして、安見し給ふ國と定むる也。上に広く天、下をしろしめすをいへると、宮敷いまして、さすところは、異なれども、安見し給ふ意はひとし。さてこそ神武天皇よりの御事なれば、すなはち其、御世より、大祓にいひならへる詞にてもあるへし。

(頭書) 真苗云、夜麻登てふ名義は、邇芸速日命天降坐し時に、虚空見津倭、国と云る古語あり。それより出し名といへり。又此、國は四方皆山門より出入ればこ、

を以て山門の國ともいへるよしなり。はた倭、大和、山跡など書る文字の論らひ等、すべて國号考にもれなく説かれたれば、こゝには洩しつ。

下津磐根尔宮柱太敷立高天原尔千木高知氏

【記伝云】下津、磐根を、於底津石根ともいひて、凡て上代には、神、宮も人の舍宅も、伊勢、神宮などの製の如く、地を掘て柱を立るゆゑに、此、称辞あるなり。石根は、ことさらに礎をすするにはあらず。地、底にもとよりある石根まで、深く掘て立ると云義也。此、称辞を古來た、柱の上とのみ意得れとさにはあらず。今考るに、万葉二に、水穂之國乎神隨太敷座而云々、又一に太敷為京乎置而云々。又一に、飛鳥之浄之宮尔神隨太布座而云々、などある例を思ふに、宮柱布刀斯理も、其、主の其、宮を知り、坐を云なり。○布刀も右の万葉に、柱ならて國を知り、坐にも云れば、た、広く大きにと云称辞なり。布刀御幣、布刀詔戸、太占などいへり。故に広知とも云るかし。か、れは此、語は專、柱に係るには非ず。其、宮の主に係れる語なるを、布刀と云か柱に縁あ

るから、宮柱太とはいひかけて、兼て其宮を祝たるものなり。○於高天原とは、深くと云むとて、下津磐根尔といふに對へて、たゞ、高さことをいふ古言也。○千木といふものは、上代の家造に、屋の左、右の端にありて、其本ハ前後の軒よりして上りて、棟にて行合ふを、組違へて其末を、長く上へ出したる物にして、其棟より上へ高く出たるところを、氷木とも、千木とも云なり。○高知氏、これもたゞ、氷木のことに非ず。主の其宮を知坐をいふ。多迦も布刀とおなしく称言也。書紀神武卷に、故古語稱之曰於畝傍之樞原也、太立宮柱於底磐之根、竣三峙樽、風於高天原、而始駟天下之天皇と見えて、神宮にも、天皇の御殿にも申せり。〔後釈云〕これは神武天皇より、此方大和国に敷坐る、皇大宮を申せるなり。

約めて、千といへり。是を古事記の今の本に、一所は氷木、一所は氷椽と書り。氷字は垂の草書を見まかへて、誤まれるなるへし。顕宗天皇紀の室賀の御詞に、取置椽椽、此家長之御心之齊也とある椽椽是垂椽なり。多くの垂椽をもて、屋はらを平らかにする物なるゆゑに、齊とも詔へるを思ふへし。かくて古の家の屋のつまは今も田舎に残れるを、今放首といふ物こそ垂木にて、其末を棟の上にて組て、本は軒の端まで多く並べ垂て、屋ばらをも軒をも持する也。其組たる末端は、棟の上に繁く並出であるを、垂木高知とはいへるなり。

〔頭書〕考析年祭、詞のところ云、太敷は柱を太く繁く立るよし也。敷は繁立つこと上の甄閑高知の下にいへるか如し。高天原にとは、空に高きをいふのみなり。大祓詞には馬の耳の高きにさへいひたり。古の文也。知は敷と同しくて、繁きをいふ。千木ハ垂木なり。多利を

〔頭書〕考析年祭、詞の処に云、美頭は、万物の稚く、す

〔後釈云〕美頭は、物のうるはしきを、ほめ言なり。○御舎は、御殿也。○仕奉とは、こゝは造奉るをいふ。凡て下なる者の、上の為にする事をは、何わさにて、仕奉るといふ也。今俗言に、仕るといふは、即仕奉るを、訛れるにて、其つかまつるも、物を造ることにもいふ。こゝの仕奉るも、それに同し。

〔後釈云〕美頭は、万物の稚く、す

くよかなるをいふ。神武天皇紀に、みつ／＼し久米の子ら、万葉に、若枝のことを、みづえさし、といへるか如し。今、人の語に、みづ／＼しといふも、是なり。みづほの国、又みづのみあらかなといふ。皆其意のほめ言也。顕宗天皇、紀の室賀の御詞に、稚室とのたまへると合せて知へし。瑞、字を書は遠し。○後紀云、考に、美頭の注に、すくよかなるといはれたるは遠へり。そはみつ／＼し久米のこらを、思はれたるからなり。かのみつ／＼しは、古事記にも、書紀にも、美都と清音の都の仮字を書て、みづの御舎などの、美頭とは別言也。みづの御舎などいふみづには、古書に多く水、字を借て書つて、豆濁音なり。この美頭には、すくよかなる意は、かつてなし。○記伝云、奉仕は、事服従なり。又服従は、奉仕にて、皆本は一意より出たり。雄略紀に、波賊武志謀、飢衰、枳弥、弥你磨都羅符とある磨都羅符は、奉仕るをよみ給へり。

天之御蔭日之御蔭止隱坐氏

考云 屋は、天を覆ひ、日を覆ふための、かまへなるこ

とを、文にかくいひなせるなり。○後紀云、隠とは、御殿の蔭に覆はれて、其内にましますをいへり。人に見えしとかくる、にはあらず。○真苗云、推古紀上寿、歌に、夜須弥志斯、和餓於朋者弥能、訶句理摩須、阿摩能椰蘇、訶儼云々、とあるも、此意なり。

安国止平久所知食武

○後紀云、こは、上に水穂之国乎、安国止平久所知食止事依奉岐、とある、天下四方の国々をいふなり。

○真苗云、神漏岐、神漏美の命以て、皇御孫之命を、此

葦原の水穂之国に天降したまひてより、神武天皇を始め奉り、御代々々の天皇、天下を統御し給ふみしわざも、神代の御手振もて、神隨に知食、聊もさかしらを、ましへ給はず、天津日嗣を、万世に伝へたまひ、四方国の蒼生の安く世を渡る大道をのみ、大御心となし給へり。されは、神代よりして、男は耕し、女は機織て、衣食住の三を専となさしめ給ふにて、掛卷も恐けれと、天照大御神の、忌服屋におほましくて、神御衣織しめ給ひ、又御當田大嘗殿の類ひ、神典に見えたる如

し。是天^レ神^ツの衣食住の三^ッのことに、甚^イく神^ワさつくし給^ヘりしこと、知られたり。○彼^レ是^レ思^ヒひ合^ハするに、吾^ガ大御^ノ国^ハは、天^ノ業^ノのまゝに、人^ノ道^ヲをば、立^テ給^ヒしものなり。如何^ニといふに天^ノ地^ノのはしめ、伊^イ邪^ガ那^ナ岐^ギ、伊^イ邪^ガ那^ナ美^ミの二^ノ柱^ノ神^ニに修^ツ理^リ固^ク三^ニ成^ニ、是^レ多^ク陀^ラ用^ヨ幣^ヘ流^ル之^ノ国^トと天^ノ沼^ノ矛^ヲを授^ケ給^ヘりし事は夫^レ婦^ノの成^リたまふ根^ノ元^トなる。沼^ハは、借^テ字^ニにて、潤^ウある物^ノの名^{ナリ}なり。滑^ヌ濡^ル温^ムなとの奴^ヌなり。こゝにては、次^ノの矛^ニ対^シて、玉^ノの事^{ナリ}なり。矛^ノの言^ハは火^ノ氣^也。突^スる形^ヲをさして、然^カ云^フり。是^レ即^チ天^ノ地^ノ万^ノ物^也。さて此^ノ漂^フ蕩^ク国^ヲを修^ツ理^リ固^ク成^トといふは、前^ニにもいへる、男^ハは耕^シし、女^ハは機^織業^ニにて、人^ノの人^トたる道^{ナリ}なり。是^レを天^ノ業^ノのまゝといふなり。又^ハ皇^ノ御^ノ孫^ノ之^ノ命^ヲを、天^ノ降^シ坐^ス時に、皇^ノ祖^ノ天^ノ神^{ヨリ}、掛^卷も畏^キき、三^種神^靈を授^ケ給^ヒひしは、所^謂る結^繩の、大^御政^事にて、御^代々^々の天^ノ皇^ノ此^ノ神^業を、神^隨、常^磐に固^磐に、うけつき給^ヒひ、天^ノ下^シろしめしたまふことなり。か、れは、蒼^生の此^ノ朝^旨を、遵^守奉^りて、天^ノ業^ノのまゝなる、農^事を基^として、怠^慢なく励^み朝^廷に仕^奉るへし。それか中^{には}、己^々に、

天^性の賢^愚はあれと、才^ヲを磨^キ智^ヲを開^キて、華^士族^{平民}、共^ニに其^ノ家^々の業^ヲを勉^強て、朝^廷の御^法令^ヲを守^り、親^族中^陸ましくありなは、即^チ過^チ犯^スせる事^ノのなきにて、是^レ自^ラ皇^上を奉^戴し、朝^旨を遵^守すとの、教^則によく叶^ひたるなり。されと人^々や、もすれば、我^ト知らず、過^ス犯^スすことの、なきにしもあらず。其^ノわつかなる過^ちも、つもれば大きな罪^トとなりて、身^にくさくさの災^ひ起^り、はては家^ヲを亡^ス程^ニにも至^ルる物^{ナリ}なり。まして罪^{とし}りつ、おかさむには、災^ひ忽^チ身^に報^いて、重^きは二^つなき命^ヲを失^ふも、道^理のまにくなり。か、れは前^後にもいふことく、この大^祓詞^ハ、即^チ三^条の教^則、三^条の教^則ハ、即^チ此^ノ大^祓詞^ニ、異^{なる}こともあらざれば、若^シ皇^上を奉^戴し、朝^旨を遵^守せさらんには、天^ノ宮^事もて定^めまし、神^隨の皇^國の御^法令^ヲを犯^スるにて、国^{にと}りての大^罪、身^{にとり}ての大^悪也。然^る上^は、縦^シや朝^廷にて免^めさせ給^ふとも、神^ノの刑^罪はせ給^はさらむや。恐^るへし、慎^むへし。

国^中尔^ニ成^ル武^天之^益人^等我^ガ

後積云

国クニ中ナカ尔ニ成ナリ出イデ武ムとは、天アメ、下シタ四方ヨウの国クニ々々の内に、

生ナリる、万マン民ミンを云イハなり。考コト云ハク古コ事ジ記キに、伊イ邪ザ那ナ美ミ、命メ人ニ

草クサ一ヒト日ヒト絞ヒ二ニ殺コロ千チ頭ト一ヒトのたまへれは、伊イ邪ザ那ナ岐キ、命メ人ニ

吾アレ一ヒト日ヒト立タテ二ニ千チ五イ百ヒ産ウツ屋ヤとの給タマへり。これによりて、

世人セ人は死シぬるより、生ナリる、か多マければ、益マス人ヒトといふとい

へり。さて此コノ人ヒトは、此コノ国クニの人ヒトをいふなれと、其ソノもと

天ツ神カミの生ナリたまふよしなれは、天アメ之ノとほめいふ也。

(頭書) 後積云、か伊イ邪ザ那ナ岐キ、命メの詔ミコトノコトひしま、に、世ヨの

人ヒトはやうウくクに、多オホくクなりもてゆく中に、或シは国クニの乱ミダに

よりて、戦タケにこト、と亡ウセ、或シは疫ウチ病ビなど、又マもろくクの災ガイ

ひなどにて、俄カに多オホくク亡ナシる事コトなともあれは、少オホくなる

をりもあれとも、古コより永トシくクわたして見ミるときは、や

うウくクに多オホくクなりゆくこと也。さて凡オホて天アメ之ノ某ナニといふは、

もと邇ニ々ニ芸ギ命メの天アメ降オリまし、始ハめ、天アメより持テ来キつる物モノを

云イハ。又マ天アメ物モノに准ヒてする事コトに云イハるか、広ヒロくなりて、必カナし

も然シぬ物モノにも、事コトにも唯タ美メて云イハ事コトとなれり。天アメ之ノ益マス人ヒト

も然シ也。

過アママオカシ家カ々々ノ罪ツミ事コト波ハ

後積云

過アママオカシ家カ々々とは、もろくクの罪ツミ条ジョウの中には、

おのつからなる穢レ、またおのつからある災ハいなどもある。そは過アママオカシとは、いふへからさるに似たれとも、

こ、は然カくはしく事コトを分ワていふへきところには、あら

されは、姑チく過アママオカシ罪ツミにつきてもいふへく、又マおのつ

からなる穢レ災ガイなども、其身ミにこそ、過アママオカシしたるには

あらね。他タよりいへは、それも同ドウしく過アママオカシせる也。○

雑ズク々々は種タネ々々にて、即ツ次ジなる天ツ罪ツ国ツ罪ツを、先ツ一ツに合ア

せていふなり。○罪ツミハ、都ツ々々美メなれは、罪ツミ事コトは、つ、み

事コトなり。猶ナ此コト、こト、下シタに委ツしくいふへし。真マコト苗タネ云ハク今イマ

思オモふに、罪ツミの言コトは、積ツミにて、俗ソコ言コトにつみつくりなといふ

と同ドウしくあしきことをかへり見ミず、積ツミ重カサるをいふにや

あらん。

(頭書) 後積云、上ウヘに所シヨ知チ食シキ武ブ云ハク々々、成ナリ出イデ武ム云ハク々々、と云

る武ムは、後ノチをかけたる辞ハジメなるに、こノには家ケ牟ムといへる、

家ケ牟ムは、過スギ去キし事コトをいふ辞ハジメなれば、彼カノ武ムと相ア叶ハはぬか

如スくなれと、然シらす必カナかあるへき語コト也。其ソノ故ユは、

こノはまつすへては、後ノチの御ミコト代タテ々々までをかけて云イハるな

れは、牟ムといふへし。其ソノ中ナカに、此コノ罪ツミを過アママオカシすは、其ソノ

間大祓の時々にあたりて、其時までに、過犯したる罪を、いふなれば、ゆくさきをかけていふ中ながらも、これは必ず家牽と云へき理也。但し祢流多流などは、云すして、家牽と疑ふは、凡ては、行さきを予めいふ中なれば也。

天津罪止

真苗云 天地の法の、まゝなる道を犯せるを、天津罪とは云なり。即ち衣食住の三つを害ふ事也。此三を害なへは、三条の一なる天理人道を明かにすへきとの教則にもとれるにて、なほ二の教則の条をも、やふるにいたるなれば、よく／＼慎しみてよかし。

(頭書) 後釈云、止は登号といふ意也。こゝは常に云ならへるよしをもていふ故に、とてといふ也。といひてといはむか如し。○真苗云、こゝの止は、登氏の謂にはあらず。止八の八の字の脱たるにて、天津罪とは云々といひて、次の国津罪に分てる処なれば、必ず止八と云へき格也。

畔放

考云 阿は、あぜの略也。そは田と田との間の界とし、又水を貯ふる料なるを、取放ちて、界をみたり、水をも湛へしめぬ也。後釈云 考に、阿はあぜの略と云れたるは、本末違へり。阿と云そ本の名にて、あぜといふは、畔背なり。

溝埋

考云 溝は、遠く水を引て田にかけむ料なるを、埋めて、水を引へきよしなからしむるなり。うめは、うづめの略なり。

樋放

後釈云 此樋は、溝にまれ、池にまれ、構へて、常に、板もて塞て、水を貯へ置て、其水を、田に引用うへき時に、彼板のせきをは、放つことなるに、水の用なき時に、放ちもらして、田に水をあふれしめ、且用ある時のたくはへを、失はしむるなり。

頻時シキマキ

後積コヅキ云 しきを、考に、繁也と云れたるはわろし。繁き

意はなし。されは、量あるをといはれたるもかなはず。

此、しきは、た、重なる意のみにて、一度ト時トおきたる

うへ、又重ねてまくをいふなり。

(頭書) 考云、しきは、繁也、重也。神代紀に、是レを重

橋種子キマキと書り。垂仁紀には、重波シをしきなみと訓り。

かくて物の種をまくには、量あるを重々シキ時ときは、仮ひ

生出ても、繁きにすきて、実ならさるなり。

串刺シシサシ

考云 田の中に、串を多く隠し刺て、下り立チ難からしむ

るなり。泥中に、楸串クビシの多くある田に下立リハ、足を害

ふこと也。今も、某には杭串クシのあるなりといひて、田人

は心すれと、猶あやまりて、なやむ類ひ多し。真苗マネ云

畔放ハナチより下、此串刺シシサシまでは、何れも食物を害ソコナふを云

なり。是レ天地の造化を破るにて、天津罪なり。

生剝逆剝イキハキサカハキ

考云 生剝イキハキとは、生なから其皮を剝ツをいふ。逆剝サカハキも一

事なるを、文の勢ひに、重ねいへるなり。生剝イキハキの逆剝サカハキと

心得れば、疑ひあらし。後積コヅキ云 逆剝サカハキとは、凡て獸の皮

を剝ツは、尻のかたより、さかさまに頭のかたへ剝ハキもて

ゆくゆゑに、いふなり。真苗マネ云 古事記に、穿ウガチ其服屋

之頂ノムネ 逆サカ剝ハキ 天班馬アマノフヂコウマ 剝ツ而、所ル墮オト入シとあるは、す

へて、馬の多く生る土地には、必ず絹も、また多く出来

るものなるゆゑに、然カいへり。そをこゝには、生剝イキハキ逆

剝ハキと馬のこのみを、あらはしして、直に機織業を害ふ

事までに及ぼせるは、妙なる名文なり。是レ衣食住の中

の、衣を、害ふにて、天津罪なり。

(頭書) 考云、或人、逆剝サカハキを、死たる皮を剝ツこと、云る

は、いかにそや。凡古今、死たる獸の皮をハクは常にて、

罪とする事なければ、此、罪の条には、いかてかいらん。

神代紀の本書には、た、剝ツ天班駒アマノフヂコウマといひ、一書には、

古事記と同しく、逆剝サカハキとのみあり。逆剝サカハキ、もし死皮のこ

とならんには、いかてか生剝イキハキをモいはさらん。すなはち

生剝イキハキを、逆剝サカハキとも、いふことしるし。然るに、仲哀紀を

始め、此、大被詞、貞觀儀式などに、一ツに云るは、古文

の常なる中に、此^レ被^レ詞には、殊に多く末にも相似たる、重ね言とも、有そかし。

屎戸^{クシヘ}

真苗云^{マコノ}古事記に、於^ニ聞^{キコシ}大嘗^{メヌオホニ}殿^{トク}、屎麻理散^{クシマリチランキ}とある是也。さて神^ノ宮は、まをすに及はず、人の家に、みたりに、屎まりちらすを、罪となさて、止へきかは、是は住居をあらす事を、云るにて、たとへは、今^ノ世にも、賤き者の、わつかの言葉争ひより、家居に疵付、又大きなるは、火つけなとする、痴^{シレキ}者のありて、住処を害ふ。これら皆天津罪也。

(頭書)後釈云、戸^ヘは借字也。久曾^{クツヘ}閑^ヘと訓^ムへし。閑^ヘは閑^ヘ理^リの理^リを省^ブける言也。かくさまの理^リは、省^クく例多し。日並知と申す御名を、ひなめしと申すか如し。さて屎^{クシ}閑^ヘ理^リとは、古事記に、屎麻理^{クシマリ}と有^ルと同事にて、屎^{クシ}をするをいふ。和名抄に、痢久曾^{クシマツ}比理^{ヒリ}乃夜^ノ方^マ比^ヒ、また放屁^{クシ}、倍^{ヒル}比^{ヒル}とある比理^{ヒリ}と閑理^{ヘリ}と通音にて同言也。今の俗言にも、小き虫などの、卵を生出して、物につけおくを、へりつ^ヘくるといふも、是なり。また此^ノ戸^ヘ字^ジを、斗^トと訓^ミて、

古語拾遺を始め、みなその意にとけるは、ひかことなり。また考に、処^{トコロ}の意とせられたるもわろし。罪の目^メに、屎^{クシ}戸^{トコロ}処^{トコロ}などのみいひては、聞えぬ事也。

許々^{コ、ダク}太^ツ久^ノ乃^ノ罪^ノ乎^ヲ

真苗云^{マコノ}こは、畔^{ヘナ}放^{ナシ}溝^{ミヅク}理^リを^ハし^メ、屎^{クシ}戸^ヘ等^ノの^サま^マく^ノ罪^ノを^サして、許^コ々^{ダク}太^ツ久^ノと^シ罪^ノの^タ類^ノの^タ多^クきを^云也。

(頭書)後釈云、許^コ々^{ダク}太^ツ久^ノといふことを、こき^コだ^ク、こき^コば^ク、こ^コ、ば^ク、こ^コ、だ^クなど、さま^マく^ノに^云るを、万^{マン}葉^{ヤフ}に、字は多く幾許と書り。物の数の多かるを、計^ハら^ズして、大よそにいふ言也。さてこ^コ、に、こ^コ、だ^クの^罪と^いふは、大祓の時に、求るに、右の類ひの罪ともを、万^{マン}民^{ミン}の犯^スしたるか、多くあるをいふ也。天つ罪の条目のなほ外にも多しといふにはあらず。さてこ^コ、は、くはしく^イは、こ^コ、云々、こ^コ、た^クの^罪出^デ武^ムそれをは、天津罪^{テンジンズミ}と宣^イ別^{ベツ}互^ゴ、といふ意なるを、出^デ武^ムといふ言をは、こ^コ、には省^シけるなり。国津罪の処に、出^デ武^ムとあるに准へて心得へし。

天津罪^{テンジンズミ}止^ト法^{ホウ}別^{ベツ}氏^シ氣^キ

後積云 法は、借字にて宣別也。大破の時に、民とももの犯したる、罪ともを求めて、多く出たる中に、右の類ひの罪ともをば、別にして、これくは天津罪といひて、分るをいふ。真苗云 衣食住の三は、天、下に、人と生れ出し、限りは、何れかけても、一日を過し難きものなるを、犯し破るといふは、此三条の中なる、天理人道を明かにすへき、との教則の、天理に戻れる也。

天津罪止
八

真苗云 前なる天津罪は、衣食住の天業を害ふこと、又これなる国津罪は、人道を破ることの条目を、云々と対へて云るなり。

生膚断死膚断
イハダチシノハダチ

考云 生なからこ、かしこに、疵をさけて、人を殺し、又死たる人の体を、傷ふをも、罪とせり。真苗云 人は、必ず殺すまじきこと。されは、武器と云るもの、種々あれと、人を殺さん料の武器は、古より曾であることなし。そはいかにといふに、神代にも、天鹿兎弓、鹿

兎矢あり。是獸を防く備へにして、かの天稚彦の鹿兎矢にあたりて、身まかりしも、おのれ此国の主となるへき謂れなき身ながら、然ならんとせる穢き心の、ありけるにより、終に鹿兎矢にあたりて、みまかりしなり。是人にして、人にあらず。獸にひとしき、わさなりけんから、かゝるむくいありしなり。又節刀を賜はりて、逆賊ともを、征伐するも、朝廷に不伏して、百姓の患ひとなりし、痴者なるによりて、打れためさせ給ひしなり。猶いは、古より罪を犯せる者の、公の御裁断によりて、已か身を傷ふなど、是人の人たる者に、あらざるからのことなり。犯罪者は、いはゆる、人面獸心なる者なれば也。

(頭書) 後積云、伊伎波陀多知、斯尔波陀多知と訓へし。生死をいきのしのとよむは、言のさましらぬ謬訓也。また死を、なほしの、と訓るは、しぬは、忌詞なる故なれとも、若此祝詞にても忌へくは、那保志乃と書へきに、た、死と書るは、これをよむには、忌さりしこととし。さてこは、生人にもあれ、死屍にもあれ、其、膚に、疵をつくる穢を、罪とすること、次に委しく

いふへし。人の身を傷ふ悪行の方を以て罪とするにはあ
らす。其、疵を穢れとする也。されは、他に疵つくるの
みならず、己か身に疵つくるも、同じ事也。又人に疵を
つけたるものも、人につけられたる者も、ともに穢れな
るへし。断とは、切るをいふ。今の世にも、聊かにても
疵つくる事を、手を切る、足をきるなどいふ是也。必ず
しも切離つ事のみにはあらず。

白人胡久美

【真苗云】白人は、和名抄の一本に、白癩一云、白電之良
波太、人面及身頸皮肉色変白、亦不痛癢者也。注に、
推古紀、白癩亦同訓、按之良波太、即白膚之義、大祓
詞所謂白人是類也。今俗呼之路奈末豆、また胡久
美は、同書に、瘰肉、阿万之々、一云、古久美、寄肉
也。注に、按阿末之々、余肉也。古久美、見大祓詞、
其、義未詳、とあるなどにて考ふるに、白人は、白癩、
胡久美は、黒癩にて、こは、天刑病と世に唱へ、稀には
あるものなり。この病ひある者と交通れは、其子孫に、
血筋をひきて、清浄の良民も穢らはしきむれに、いりぬ

めれば、その腐躰の徒を、犯せるを罪といふ也。さて
こ、には、犯せる罪とも、穢とも、あらぬを見れば、お
そらくは、其字の脱たるか。又下の犯せる罪へつ、け
て、然心得へき、文躰にもやあらん。猶考ふへし。

（頭書）後釈云、推古天皇の御世に参来りし、百濟人の
班白なりしも、白人の類ひなるを、そこに惡其異
於人欲棄海中島とある如く、さる類ひは、きた
なき物にて、世人も惡み、まして神はにくみきたなみ給
ふなり。書紀履中卷に見えたる淡路島に坐ます伊弉諾
神の飼部の黥の疵の臭氣を、惡み給ひし事なとも、
思ふへし。さて祓によりて、白人胡久美の類の直るに、
あらされとも、祓つ物を出して、祓へは、その穢の清ま
るなり。

己母犯罪己子犯罪

【後釈云】古事記、仲哀天皇の段、大祓のところ上通下
通婚とある是なり。さてた、母、た、子といはずして、
二つともに、己といふは、次の母与子犯罪云々の母子
とは同じからさることをあらはせるなり。

(頭書) 後釈云、女に婚^{アツ}ことを、犯すと云は、皇国言とも聞えず。から書によれる言なるへきに、こゝにかくいへるは、如何と一わたりは、思はるれとも、猶よく思ふに然らず。こゝの五^ツの犯しともは、皆つゝしみて、為^ズましきわさなるを、つゝします、大よそにするなれば、もとより犯すといふへきことなり。つねにすへて、婦人にあふことを、いふとは、心はへことなり。

母与子犯罪

後釈云 先一人の女に、娶^ズて、又其^レ女のさきに、他人に嫁^{アヒ}て、生たる女子のあるをも、後に犯すなり。母とは、其^レ女子に対していひ、子とは、其^レ母に対していへるにて、己か母、己か子にはあらず。上条に、己^{オノガ}といへるにて、是は己かには、あらざることあらはなり。

子与母犯罪

後釈云 上なるは、先母に娶^{アツ}へるは、犯^シにあらすして、後に其^レ子をも、つらねて奸^{カク}るか犯^シ也。こゝは先^ツ子に娶へるは、犯^シにあらすして、後に其^レ母にも、奸^{カク}るか、

犯^シ也。されは此^レ二条は、た、母と子と、先後のたかひのみなれば、合せて母与子犯^シとのみ、一^ツいひても、あるへきを、かく分ていへるは、古文のあやにて、母と子とを、下と上とに、おきかへたるのみにて、其^レ事の二^ツに、よく分れて、聞ゆるは、後、世の人の及はざる文なり。心をつくへし。

畜犯罪

考云 古事記には、馬^{ウマ}婚^ケ、牛^{ウシ}婚^ケ、鶏^{トリ}婚^ケ、犬^{イヌ}婚^ケなどあるを、こゝには、略きていへるか。後釈云 此^レ犯しも、

上代より、ありしなるへし。中昔にも、応和二年、橘、泰胤といひし人の家に、下男の犬を犯せし事、日本紀略に見えたり。真苗云 前^ヘの生膚断^{イキハダケタチ}、死膚断^{シニハダケタチ}より、此^レ畜^{ケモノ}犯^シまでの国津罪を、犯す者は、人にして、人にあらず。三条の中の、人道を明かにせざる事は、ことわりをまたて、知^ラれたり。さてかくの如く、天津罪、国津罪を犯し、上からは、必ず其^レ報^{サツ}のありと云事を、次の昆虫以下、さまざまに説諭れたる也。かくいへは、

此^レ処も前の例に准ひて、国津罪止法別気^{クニツツミトノリワケテ}、などいふ

詞、あるへきやうにも、思はるれと、そは、是より下、殊更に、災、字を、おほせたるにても、しるければならん。さて昆虫以下を、是までの大人たち、おほかた国津罪の人類とおもひ説なされたるはひかことなり。おのつから来る災をは、いかて犯し、罪となつくるよしのあるへき。災は犯し、罪の報いなること、誰もしりたる如し。

(頭書) 後積云、畜は気母能と訓へし。和名抄に、獸、和名介毛乃、畜、介太毛乃とあるは、相誤れるなるへし。書紀神代卷に、同じつ、きの文に、畜産とあるをけものと訓み、獸とあるを、けだものと訓めるそ、正しかるへき。皇極、卷、又天武、卷に、六畜とあるをも、むくさのけものと訓り。されは、畜は、けもの、獸は、けだもの也。後ながら、源氏物語、帚水卷に、から国のはけしきけだものとあるも、虎にて獸也。古今集、長歌に、葉けかせるけだもの、とよめるは、実は鶏犬なれとも、雲にほえけん、とよめれば、此、歌にては、犬也。然れば、畜ながら、是も獸の方に、とりてそ、けだものとはよみけん。さてけだものは、毛津物の意なるへし。古書に、毛の和物毛の麿物ともいへり。けものは、飼物の加

比をつゝめて、伎なるを、氣といへるなり。伎と氣とは、殊に親しくて、常に通ふ音也。毛物の意にはあらし。六畜は人の家に飼おく物なれば飼物といふ也。

昆虫乃災

真苗云考、後積ともに、この説悪し。古事記に、天照大御神の、石屋戸かくりの段に、於是万神之声者、狭蠅那須皆満万妖悉、発云々、とあるは、速須佐之男神、衣食住の三、を害ひ給ひしにより、日、神天、石屋戸にこもりたまひ、日、光照さす。故地氣の盛に起り、陰々の勢ひつよく、万のわさはひ悉くおこりたるなり。さるからに、かの八股蛇の這虫、顕れ出て、足名稚、手名稚の女をは喫たりき。是即はふ虫の災なり。今はそれとは、小、けれと人たるもの、上にも云る如く、天津罪、国津罪を過ち犯せは、己か身か、又は家内に這むしの災ひ来りて、祟をもなすへきなり。此、処猶云へき事も多かれと、さまてはとてはふきぬ。

(頭書) 後積云、昆虫は、波布牟志と訓。雄略天皇の御歌にも、波布牟志母とあり。虫は、はふ物なるゆゑに、

すへて虫をしはいふなり。鳥を飛^ツ鳥と云におなし。なほ又雨をふる雨、花をさく花、と云類ひも同じことなり。

さて是より三条は、災を以て罪とする也。都美と云は、悪行のみにはあらず。穢も災も都美なることをさとする時は、いさ、かも疑なし。皆よく聞えたることなるをや。

さて此虫の災の事は、書紀神代^ニ卷に、昆虫の災異を禁^{マヅ}厭^{イヤム}といふこと見え、大殿祭^ニ詞にもはふ虫のわさはひなくと見え、十種の神宝の中に蛇^ニ比礼^{ヒレ}、蜂^ニ比礼^{ヒレ}などのあるもそれを払はむ料也。上代には民のすみか野山にまじりてかりそめなるかまへなりしかは、虫の害多かりしなるへし。

高津神乃災^{タカツカミノワザハヒ}

【考云】舒明天皇^ニ紀に、大星從^ニ西^ニ有^ニ音似^ニ雷^ニ、時人曰^ニ流星之^レ音、亦曰^ニ地雷、於是僧受^ニ曰^ニ非^ニ流星^ニ、是天狗也。其^レ吠^ニ声似^ニ雷^ニ耳^ニ。これらは、高津神と云へきか。

【後釈云】高津神とは、雷をいふなるへし。又世俗に、天狗といふものに、とらはるゝなども、高津神の災なるへし。虚空を飛ありく物なればなり。

高津鳥乃災^{タカツトリノワザハヒ}

【後釈云】空飛鳥といふ意にて、たゞ鳥のことなり。さて此^レ災は、大殿祭の詞に、天乃^{アメノ}血垂^{チダリ}飛鳥乃^{トリノ}禍^{ワザ}無久^{ヒナク}とある、即是^レにて血垂は、応神天皇の御歌に、も、ちだる家庭^{ヤタハ}とよませ給へる、ちだると一^ツにて、古事記上^ニ卷に

は、登陀流^{トゲル}とあり。そは上^ツ代人の家の屋根の、竈^{カマド}処の上の煙を出す処の名也。されは其^レ上を飛渡る諸^ニ鳥の毒などある糞、又さらても毒物^{アシキ}など咋^{クヒ}来て、竈の上へ落すことなどありて、其^レ毒にあたるたくひ、是高津鳥の災なり。【真苗云】是等の災ひ来るも、神の御咎を蒙れるによりて、己か身に報い来るか、さらすは、又家族の者などに、祟りを受けることあり。さてこれまでは、災ひのたくひをあけていへる也。

畜^{ケモノ}^ノ^{クワン}志^シ

【後釈云】畜などの死ぬるを、多布流^{タフル}といふ。斃^シ殪^シ殪^シなとの字をかけり。多布志^{タフシ}は、令^シ斃^シにて、殺すをいふ。さてこれは、其^レ罪の目にいへるなれば、世に人を殺し

たる者を、人殺といふたくひに、体言によむべきこと、上にいへる例の如し。こはいかなるわざにか、さたかならねと、思ふに、上代人家に養へる牛馬などを、たちまちに、斃れしむる術などありて、おこなひし事そありけん。そは其、主を恨みいきとほることなとありて、仇なふしわざ也。されはこは次の蠱物と同じ類の罪とすへし。

(頭書) 後釈云、或説に、これを鬼魅魍魎の類、人家の畜を、忽に病斃れしむることあり。土俗これを牛馬の疫神といふといへり。これもさもあるべきことなれとも、もししからは、民家の災にて、上なる災の類なるを、さは聞えず。これは、次なる蠱物と、一類ひと聞えたれば、人のなすわざとこそおほゆれ。

蠱物為罪

真苗云 此は今も世間に云るましなひの類也。さて上の

条々の天津罪とは、畔放、溝埋、樋放、類蒔、串刺、生剝、逆剝、屎戸、国津罪とは、生膚断、死膚断、白人、胡久美、己母犯罪、己子犯罪、母与子犯罪、子

与母犯罪、畜犯罪、といへる、この罪を犯しなは、まのあたり、咎災の来るもあり。又年経て後来るも多かるなり。俗言に種々の悪事をなすとも、強に其災の報い來るとは、限るましなど、いふ者のあれと、そは真に浅ましき事なり。人も盛りなる程はよけれど、年老身衰ふるに至りては、昆虫高津神、高津鳥などを始め、思ひもよらぬ、種々の災の來ることは、世間に多くあるものなり。然るを、己かさきに、天津罪、国津罪を犯しし事の報いともしらす。悔悟謝罪もせずして、殊更に、外より沸出て來りし事の如く、思ひ、そを免れむと、とみに某の祈り、某のましなひとて、人にも頼み、自身にも其、わざをなし、或は思ひもよらぬ他人を、こは誰々の生霊死霊より、為せる事と云て、其、人をしも詛ひ、又其、家に養ふ処の牛馬などを、仆れしむるわざを、構ふることを、今此に畜仆志、蠱物為罪とはいへるなり。是、己か犯し、罪をよそに免れんとする即、是れも一ツの罪也。この事をよく会得したらんをこそ三条の教則の第二条なる天理人道を明になしたる真の人とはいふべきなれ。(頭書) 後釈云、字鏡に、蠱、万自物とあり、まじなひ

物の意にて、人をのろひ詛ふとて構ふるわざ也。中昔の書ともにも、此、ましわざの事、をりく見えたり。上代よりありしことなるへし。から書にも蠱毒の事多く見えて、その造方などをもしるせり。まじ物の罪といはずして、これにのみ、為といふ言を加へていへる故は、たたまし物の罪とのみにては、人にまし物せられたるも、災にて罪なるにまかふか故也。さて畜仆志とこれと一類にして、此、一は、上なる奸の類とは、罪のさま異なるか故に、中間に災の類の罪をへたて、こゝには挙たる也。

許々太久乃罪出武

後釈云 此は、罪の条目の多きをいふにはあらず。大祓の時、国民共の犯したるか、多く出むといふなり。出武とは、古事記に、種々求とある如く、大祓を行はれんとして、先、国人とも犯したる罪を、探り求るまゝに、多くの罪共の顯れ出来らんと云なり。今の俗語に、吟味すれば、出てくるといふ心はへなり。真苗云 此種々の悪行をなしては、人にして人にあらず。鳥獣にも劣れ

る也。されは前なる、天津罪とて、衣食住を害ふときは、天理に逆らひ、又国津罪とて、生膚断より畜犯罪までの罪を犯す時は、人道を破れるにて、其、罪の報いとして、昆虫以下さまくの災害来れる也。又其、罪の露顯るゝに至りては、軽重こそあれ、公より刑せらるゝに至る。然る時は、我身は元より、一家親類にまで、穢なき名を負する也。かかる事のなきか為に、天、下残る所なく、此、祝詞を宣聞しめ給ひしことなり。是即前にも云る、天理人道を明にすへき事、とある御趣意に叶へり。さて又こゝに幽冥より来る所の災害をいひて、公、より刑律を加へ給ふことを云ざるは、其、犯せる罪も、いまたおほやけに聞えざることなればなり。且刑律の事は、いはすも人のしるければ、こゝに云ぬそなかゝに理りならんかし。

大祓詞三条弁 中卷 終

大祓詞三条弁 下卷

根本真苗謹撰

如此出波天津宮事以氏

真苗云 如此出波とは、前の天津罪国津罪を、うけて云

るなり。○天津宮事とは、上、条に、天神の神議々賜

氏、我皇御孫之命波、豊葦原乃水穗之国乎、安国止平

久所知食止事依奉岐、とある如く、天孫降臨まし

し時より、天業のまゝに、人道を立給へる御国なれば、

賞罰ともに、それにならひて、行はせらるゝを、天津宮

事と云也。神代紀に、科素浅烏尊千座置戸之解除、

以手爪為吉爪棄物、以足爪為凶爪棄物、乃

使天児屋命掌其解除之太諄辞而宣之焉、とあ

るにても知へし。

(頭書)考云、宣事を、今本に、宮事、一本に、宮事と

ある。ともに、古へに例なき言也。ことわりをいふ人あ

れといかゝなり。宣字を誤れること明けし。○後釈云、

天津宮事とは、高天、原なる、天照大御神の朝廷にして、

行はせ給ふ儀式に、ならひて、其、如く行ひ給ふ事をい

ふ。凡て此、御国にして、皇御孫之命の朝廷の儀式も何

も、皆かの天上の朝廷にならひて、行はせ給ひしこと也。

考に、宮字を、宣に改めて説かれたれとも、皇祖神の御

詔を奉りて宣、のりといふなりと云れたるは、宣事は

皇祖神の詔事といふことか、又うけ給はりての人の宣

事か、いと紛らはしくて、何方とも分りかたし。若、皇

祖神の詔ならば、其、御名を挙へきに、た、天津宮事と

いひては、さは聞え難く、例もなき事也。そのうへ皇祖

神の詔によりてする事は、云々の命以とこそいへり。

宣事以といへるは、例なきこと也。若、うけ給はりての

人の宣事とする時は、下に天津祝詞乃太祝詞事乎宣礼

と申しことこの拙く重なりて、文理と、のはす。然れば何

れにしても、宣事にてはあたりかたし。又天津宮事とい

ふを、例なきこと、いはれたれとも、なとか然、云さる

へき、聖武天皇の大御母の御諡を、千尋葛藤高知天

宮姫命と称申給へるも、天津宮といふことのあるを以

てなり。

大中臣

考云 天、児屋、命より、始めて神事を掌る官なり。

後釈云 中臣といふは、中取臣のつゝまりたる也。

考云 これ神と君との中を取て、よろしく申請よし也。

大中臣と云は、すへて天皇の大御事にかゝるは、大某と

云例にて、こは神祇官にして、直に神と君との、御中を

奏請か故に、大中臣とはいふなり。此、中臣の職、天児

屋命の子孫、相伝へ来て、つひに中臣氏となりたり。

此、詞なる大中臣は、古のことく、神事を掌る職につき

ていへる也。中臣氏と云にはあらず。後釈云 考にいは

れたることく、後まで、職をいふと、姓をいふとの、分

ちあり。

(頭書) 考云、古、大政をすへ掌れる人の、連のかはね

なるをは、大連臣のかはねなるをは、大臣と云りしも、

大と云事相似たり。但し大連大臣はかはねにつきてい

ひ、大中臣はわざにつきていふなり。又神護景雲三年の

詔に、因、神語有、大中臣、而中臣、朝臣清麻呂云々、

賜、姓大中臣、朝臣、と続日本紀に見えて、大中臣氏と

云は、これよりなり。かくて後までも猶、官の中臣と、

氏の中臣との分あり。さて右の詔に、神語とあるは、

即此、大祓、詞のこと也。

天津金木乎本打切未打断氏

執中抄云 天津は、考に、天津神事なれば尊みて、天津

某といへりとあり。下なるも是に准へて知へし。○金木

は、小木也、と考後釈ともにいへり。○本打切未打断と

は、その小木の本と末とを切捨て、中のおなしほとなる

ところを、あまた取並へて置座に造る、いはゆる楯案

なり。

(頭書) 考云、金木は齋明天皇紀に、兵尽、前、役、以、

楯、戦とある。楯は若木を棒としたるにて、握之木と

いふ意也。大きならて、手に取はかりなる木のよし也。

此、つかなきの、つを略きて、かなきといふ。孝徳天皇

の御歌に、阿娜紀都該阿我柯賦古麻播比积湿世儒、とよ

ませ給へる是也。小木を馬の足に結、付て、ほだしとす

るをいふ。ひきでせずは、引出不、為也。また和名抄刑

具、部に、鉗、以、鉄、束、頸、也。又云、鉗、同、上、脛、沓、也。こ

は後のから文字を、挙たるにこそあれ。こ、の、古、は、ほ

だしにも、小木を用ゐたりし。ゆゑに、加奈紀てふ名は

あるなり。然るを和名抄によりて、こ、を、刑具として、

本末をきるは、其、刑具を破りて、今より用ゐざるを示すといひ、菅曾スガソを割サグも解トクてすつること、いふは、からに
よりたるひかことにて、聞クも穢ケガレらはし。刑具を祓柱の
置座にしたりし事、何にも見えず。もとより御穢れたる
物を、用うへきことにあらず。○後釈云、金木の事、考
の説の如し。文選東方朔か文にも以レ筵チカナキツツ、撞ツク鐘ツと有て、
注に筵小木枝也、といへり。さて考につかなきの、つを
略きて、かなきといふと云れたるは、本末たかへり。孝
徳天皇の大御歌、又此、祝詞にいへるなども、皆加那紀カナキ
なれば、これは本よりの名にて、かの齋明紀に楛ツクを都加
那紀カナキと訓るは、握ツカ加那紀カナキといふことにて、手に取リ持テて、
戦ひなとする、今、世の棒也。又加那紀カナキは細木の、すへ
ての名なるを、其、中に手に取持かなきを、握ツカかなきの
意にて、つかなきとは云なり。さて又和名抄に、刑具の
鉗鉄を、かなきとしたるは、考に云れたることく、もと
は小木を用ゐたりしか、後に鉄にかはりても、名は古
のま、なりし也。然るにこ、の金木を、刑具と心得たる
は、末の物によりて、本、名を誤れるなり。

千座置座チクラノオキクラニオキクラ亦置足モオキクラ志シ

後釈云、千座チクラとは、その置座の数の多きをいふ。○置足オキクラ

波志ハシとは、置満オキミツるをいふ。さて祓物といはされは、置は

何物を置にか、聞えかたし、と思ふ人あるへけれど、上

に、許々ココ太久ダク乃罪出武ノノミイデムとあるにて、おの／＼その祓物を

出すことは、いはても聞えたれば、おのつから其、祓物

を置ことくきこゆるは、古文なり。執中抄云、千座置チクラノオキ

座云々は、金木を、千座チクラに作り、其、置座オキクラの上に、祓物

を置たらはしての義にて、楛案ツクノツツに種々の物を、おきな

らふることを、かく云るなり。真苗云、後、世罪の軽重

によりて、贖金を出さしむるも此、所以也。

(頭書) 考云、置座は、右の加奈伎也。木工寮式の、八

座置四座置、条に、以、木ツ為レ之、長者、二尺四寸、短

者、一尺二寸、各以、八枚ハ為レ束、名、称、八座置、長短

各以、四枚ヨ為レ束、名、称、四座置とあるは、其、頃は、

割木を用ゐたるか、上代には、楛木を用ゐたりし故に、

かな木とはいへり。されと此式に依て、上代ウツの置座の

形を知ルへき也。○後釈云、木工式に、記されたるは、
後のことにて、た、其、かたはかりを、残せる物なるへ

し。

天津菅曾乎本刈断末刈切氏八針尔取辟氏

【執中抄云】天津菅麻の菅は、水草也。此物其質のいと

清らなる故に、すがと云。即清の義也。後釈に、曾は、

佐乎の約にて、緒なる物を、何にまれいふ名也。その佐

は、真に通ひて、真緒の意なり。さて麻をも、そと云て、

某麻とかくは、麻は、むねと緒に用うる物にて、即を

とも云におなし。是にてそは、さをなることを暁るへし

とあり。今、世社人の紙を千筋に切たるを束ねて身を払

ふは、やかて此菅麻の余波にて、こは祓物にはあらず。

其身の穢を払ひ清むるか為に、大中臣の自造設てもて

る也。○本刈断末刈切とは、是も本末をは捨て、中のよ

きところを取て、八針に取裂也。八針は借文字にて、弥張に

【考云】こは、金木と言を対へていへり。

（頭書）考云、菅は、筥にもする菅也。此物を祓に用ゐ

しことは、万葉に、木綿手次、可比奈尔懸而、在元左佐

羅能小野之、七相菅、手取持而、天川原尔、

出立而、潔身而麻之乎、又佐保川丹、石尔生菅根取而、

之努布草、解除而益乎、又神楽歌に、奈加止美乃、古

須気乎佐纪波良比、伊能利志古登波、などある是也。

古の祓には、割たる菅を、手に取持て、塵などを払ふ

か如き、わさをせしめけり。

天津祝詞乃太祝詞事乎宣礼

【真苗云】天津も、太も、ともに美称いふ詞也。又能理斗

も、能理斗基登も、宣説言の約りにて同じ意なるを、

かく重ねたるは、詞をあやにつよくいはんとてなり。さ

て後釈に、太祝詞事は、即大祓に、中臣の宣此詞を

指るなり。といはれたる如く、こは上の天津罪国津罪

を、親王以下百官人、また国々の人民とも、若過犯せ

るもの、あらは、己々に種々の災起り来れるものなれば、

そを払ふか為に、神代の御手振にならひて、大中臣に祓

の此祝詞を宣と朝廷より、仰せ付らる、よし也。太祝

詞事とて、別に其祝詞の有にはあらざるへし。中臣も

て、此祝詞を宣聞さしめ給ふは、今、世教導職の、三条

の教則をあまねく国人に、をしへさすと同じことなり。

さて前なる大中臣天津金木乎と云より、此太祝詞事乎

宣礼ノレとあるまでは、集侍ウツナハれる人の多かる中に、過犯せる者は、贖物を出して、直に其罪を祓清むるさまをいふなり。然る上は、天神地祇ツも、喜悅聞食ヨロビキコシメさんといふ事を、次々に挙げられたる也。是即三条の中の、敬神愛国の旨を体すへき事、との御趣意たることを、さとり得へし。

(頭書) 考云、或人祝詞は、神に告る言也。是は人の身祓祓の事なれば、祝詞とは云す。た、詞とのみいへり。

されはこ、に天津祝詞とあるは、別に神代より伝はれる言あるならん、といへるはひかことなり。此、文上に皇祖神の詔を挙て、こ、にいたりて、ふとのりと、云る。

いかてか詔詞ならさらん。○後釈云、宣礼ノレと云は、仰する言なれとも、こ、は仰するにはあらず。然れとも、必ずかくいふへき語のはこひなり。○後々釈云、宣礼ノレとあるは、利を礼とつし誤れる也。宣礼ノレと云は仰する言にて、こは中臣のみつから宣ことをいふなれば、叶はず。必ず宣利ノレといふへきところそかし。さるを後釈に、必ず宣礼と云へき語のはこひ也、と説れたるは、心得ぬことにそありける。さはいふましき語のはこひとこそ思はる

れ。上にこそといふてにをはもなく仰する言にもあらで、入日刺奴礼イリヒサヌレ、大雪乃乱而来礼オホユキノミダレチキタレ、伊乃知多延奴礼イノチクエヌレなど、古歌に数多見ゆれと、そは皆礼婆レバと云意を礼とのみいへるにて、こ、の例とはしかたし。

如此久乃良波天津神波天磐門乎推披兵天之八重雲乎伊頭乃千别尔千别氏所聞食武カクノラバアマツノカミハアメノイハトヲオシヒキテアメノヤヘグモヲイフノチワキニチワキチキコシメサム

後釈云 天磐門は、たまた天津神のまします殿の門也。

磐イハといふは、上文なる天磐座アメノイハクラの類にて、堅固カタキよしの祝言也。後々釈云 高尚つらつら考ふるに、天津神は天

磐門イハトを披きたちいて給ひて、八重雲隔たる遠き道を、道別に道別て、大祓する其、わたりの、高山之末タカヤマノスエに天降りましてきこしめさむといふ意なるへし。さるをしかく、のところ、天降りましてといはさるは、次に国津神波クニツツカミハ、高山之末タカヤマノスエ、短山之末ヒギヤマノスエ、上坐氏ウラマシヂ、といひて、天津神はもとよりそこに天降り坐であるなどを、いはてしらせたる、古文のたくみなり。国津神の高山之末タカヤマノスエにのほり給ふは、天津神の天降り来ましてあるからに、そこにつとひ給ひて、この大祓の祝詞を、もろともに、きこしめしいれむ

るを、こゝに高山に對へて、短山と書るは、みじかとは

也。

よまぬことを、しれる、古人の筆也。○後釈云、短山は、字のまゝに、美自加夜麻と訓へし。高きに對へて、みじかと云こと、中昔の言に、貴賤を高きみしかきと云る事多し。源氏物語に、位みじかくてとある。注に河海抄に、位卑選叙令とするされたり。令の昔の本に、然そ訓りけん。又書紀天智卷に、卑地をみじかきところと訓り。これらを以て見れば、古より低きを、みじかしといへる也。○考云、伊穂理は、雲霧をいふ。そはその山の氣ののほるなれば、氣騰といふを、略きたる言なり。つねに烟にいぶりといひ、傲のいきばりあるなどいふも、皆氣のおこりたつを云て、同じ古言也。又思ふに、五百霧を略きて、云るにもあるへし。いつれにてもきこゆ。

如此所聞食カクケキコシメシヤ
波ハ

後々釈云

かくきこしめしては、天津神、国津神、ちからをあはせて、祓のわさをたすけ給ふへく、しかあればいよくはらひのしるしありてといふ意を、言外にこめて、皇御孫之命乃云々、罪止云布罪波不在止はいへる

(頭書) 後釈云、氏波は、而有者の意にて、波は濁音也。下なるも皆同し。此、辞万葉に多くして、濁音の婆、字を書り。然るを後、世には氏婆といふことを、聞なれぬ故に、皆婆を清て而者と一に混したり。はを清ときは、而者の意濁るときは、而有者の意にて、差別ある辞そかすし。

皇御孫之命乃朝廷乎始スメミマノノミコトノミカドヲハジメテアマメシクヨキヲモテオツミトイフツミハアラ
天下四方国罪止云布罪波不在止ツノミトノミカドヲハジメテアマメシクヨキヲモテオツミトイフツミハアラ

後釈云

罪止云布罪波とは、罪と云かきりの罪は、一ものこらす、悉くといふ意也。○不在は、みな消失のこりはあらしなり。

(頭書) 考云、みかど、は、先は宮城門の内をいへと、こゝは京城門の内までを、兼云とすへし。次に四方、国をいへればなり。○後釈云、朝廷は、た、朝廷なり。考の宮城門京城門のさたは、かなはず。凡て美加度といふ名は、其本は大宮の御門より、出たることなれとも、古よりた、朝廷の字の意にいふは、常のことにて、必ず

しも御門に、か、はらず、もし御門の意とせば、こ、
は朝廷乃内呼始氏、といはされは聞えず。御門乎とい
ひては、た、御門のみの事になりて、其、内のことには、
なりかたきをや。

シナトノカゼノアメノヤヘグモヲフキハナクゴトノゴトクアシタノミキリニラベノミ
科戸之風乃天之八重雲乎吹放事之如久朝之御霧夕之御
霧乎朝風夕風乃吹掃事之如久

後々釈云 八重雲とは、いく重もかさなれる雲をいへり。

そのかさなれるを、はなれくになるやうに、風のふき
はなては、おのつから消ゆくもの故に、吹放事之如久
とはいへるなり。雲をは、はなつといひ、霧をは、はら
ふとかへていへるも詞のあやなり。又風をさきに云て、
雲をのちに、霧をさきに、風をのちにと同じやうのこと
をは、かくいひさまをかへて、聞きまやうにいへるなど、
古文のたくみにして、後、世の人のさらにおよはぬこと
なりかし。執中抄云 科戸之風より打掃事之如久まで
は罪を蔽ひやるの譬なり。

(頭書) 考云、紀に伊弉諾、尊曰、我所生之國、唯有朝霧
ノミカワリミテル、カモト、フキハラヘルモキキユナレルカウナラ
ノミカワリミテル、カモト、フキハラヘルモキキユナレルカウナラ
而薫滿之哉、乃吹撥之、氣化為神号、曰、級長戸

辺神、亦曰、級長津彦神、是風神也、とあるを以て、
後にしなどの風とはいふ也。

オホツヅベニワルオホワワヘトキキハナチトモトキキハナチオホワワハラニオシハナツコトノ
大津邊尔居大船解放艦解放氏大海原尔押放事之
ゴトクワチカタノシテキモトワヤキカマノトカマヤケウチハラゴトノゴトク
如久彼方之繁木本乎焼鎌乃敏鎌以氏打掃事之如久

後釈云 大津辺は、おほつのと訓むも、あしからね
と、猶おほつべと訓へし。○居は、泊り居をいふ。○船

解放云々とは、泊り居たるほどは、船艦を繋きおきた
るを、解放つ也。○押放は、おしはなち出す也。○彼
方は、俗言にあなたといふことなり。凡てをちこちは、
あちこちといふことにて、もと彼是の意なるを遠近とも
書は末也。さてこ、に彼方之といへるは、た、打見渡
したるところをいひて、あなたといふこと也。○繁木本
は、木立の本を云なり。考云 焼鎌とは、焼て刃をなす
故にいふ。

(頭書) 後釈云、斎明紀の童謡に、烏智可拖能、阿婆努
能積々始云々、万葉二に、大名児、彼方野辺尔、荇草乃
束間毛、吾忘目八、古今集に、うち渡すをち方人に
物申す我云々、などある皆然り。をちは、地名にはあら

す。彼方ツチカフの也。さてこゝは、たゞ、繁木シヤギが本モトにて、事たれ
るを、彼方ツチカフ之といへるは、いたつらなること聞ゆれども、
かくいふそ、古語の文アヤにて、右の齋明紀、又万葉の歌な
るも皆同じ。○後々アト釈云、後釈に、こゝにかくの如く、
大かた同じさまなるたとへを、四ツまでかさねて、あけ
たることは、祓ハラヒによりて、罪穢ツミののそこり清まることの、
速かに残りなきことを、たしかに顕さむ為ために、かへす
くゝいへるにやと云れたるはよろし。又思ふに、この次
に瀬織津比咩セオリツヒメ云々より、速佐須良比咩ハヤサスラヒメ云々までの、四ツ
のこと、もに配当ワカチアエたるにもやあらんか、と云れたるは
いたくわろし。此、たとへの四ツあるは、さやうのことに
はあらず。古文には一ツいひてもよきことを一對つ、二ツ
いひてあやなし。その心を深くすることあり。それは統日
本紀の詔詞に、汝等清支イマシタキヨ支正キアアキマシ支直キナホキ支心コ、ロモシテ以テとあるを
見てもしるへし。清支キヨキ心ココロ以テとはかりいひてことわりは、
きこえたることなるを、清支イマシタキヨ支正キアアキマシ支直キナホキ支心コ、ロモシテと一對つ、
二ツいへり。こゝなるも、科戸シナト之風ノカゼノ乃アメノ、天之八重雲ヤヘダモツフキ乎吹
放事ハカサコトノイデク之如久ノイデク、とのみいひて、ことわりは、きこえたる
に、雲霧を風の吹掃フキこと、船を海に押放出オシダシし、木キ、本

を鎌カマもて打掃ウチスこと、を、一對つ、二ツいへるにて、ま
たく、同じことそかし

遺罪ノコルツミ波不在ハアラジト止祓ハラヒ給比清キヨメ給事マツコロト乎

後々アト釈云、事乎コトヲとは、諸人の罪穢ツミをとりつけたる祓ハラヒ物
をさしていへり。さてこそ下の大海オホウミ原尔ハラニ持出モチダシ奈武ナム、
可々カ、イミテ吞氏フキ牟ムといへるにも、よくかなへれ。

高山タカヤマ之末短山ノスエビキヤマノスミ之末ノスミ佐久那大理サクナダリ尔落多支ニオチクキ都速川ツヨヒカハノ能瀬ニセ坐須イマシ須ス瀬セ
織津比咩オリツヒメ止云神トイフカミ

後々アト釈云、こゝも高山、末といふかむねにて、短山はか
ろくいひて、詞のあやをなしたるなり。けに高き山のい
た、きよりおつるそ、水のいきほひつよくて、おちたま
ちゆくも、ことにはやかるべき。

執中抄云、佐久那太サクナタ理尔リニ云々は、広瀬祭ヒロセマツリ祝詞に、山々乃自口狭久那多利尔ヤマヤマノミヅノサキナタリニ
下賜水シタメヅとありて、後釈に、佐は例の真マコトにて、真下垂也マコトシタタリ、
と云る如くなれば、何処の山川ナニノヤマカハにても、云る、詞なり。

○瀬織津比咩セオリツヒメの瀬織セオリは、後釈に、瀬下セオリにて、彼、伊邪那
岐、神の於ニ中瀬ナカセ降迦豆オリカヅキ伎キたまふと古事記にある意の御

名也。かくて此、神即、禍津日神也、倭姫、命、世記に、荒祭、宮一座、皇大神、荒魂、伊弉諾、大神、所生神名、八柱津日、神也。一名、瀬織津比咩、神、是也と云り。

(頭書) 後釈云、禍津日神を、瀬織津姫と申すは、かはしめて中つ瀬に、降かつき給ふ時に、生坐る故にて、こゝによくかなへり。さてこゝは祓、物に負せて、流しやりたる罪穢を、先受取給ふ神なれば、かの中、瀬に下て、よみの国の穢を、先滅きはしめ給へるに、よく当れり。そもそも禍津日、神は、世、中の凶事を生し行ふ神なるに、是は罪穢をはらひ滅す始、なれば、生ると滅ると、表裏の違ひなるか如く、なれども、これそ祓の主意にて、深き理あることなりける。そは先祓を行ひて、罪穢を清め流すは、よみの国の穢より起れる。禍津日の凶事を、又本のよみの国へ、返しやるしわざにて、それを先、此、神の大海、原に持出給ひて、さて此、次に見えたる如く、次第におくりやりて、終に根、国に至るは、これ罪穢の基、本にかへるなれば、此、神の生し行ひ玉へる凶事を、又此、神の受取、て、本へかへし給ふにて、表裏のたがひの如くなるは、同事の来ると往との、けちめに

そありける。

大海、原、尔、持、出、如、此、持、出、往、波、荒、塩、之、塩、乃、八、百、道、乃、八、塩、道、之、塩、乃、八、百、会、尔、座、須、速、開、都、比、咩、止、云、神、持、可、吞、武。

〔執中抄云〕 塩乃八百会とは、後釈に、八百の塩道の集、

会ふ所を云。方々の潮道より流来る潮の、ひとつところ

に集りて、海底に巻没処也。○速開都比咩、後釈に、

こは彼、御禊、段に生坐る伊豆能売神也。その伊豆は、阿

伎豆の約りたる御名にて、即彼、速秋津日子、神、速秋

津日女神と同神也。秋は明の借字也。明とは、御禊に依

て、清まりたるよしの御名也。○持可々吞とは、かぶ

くと吞むことにて、罪穢の水に交りて、潮路より八百

会の黄泉の水門に、巻没るを、吞こみ給ふよし也。さて

誠は吞給ふにはあらず。水門に坐て、罪穢の黄泉に帰入

するを、掌り給ふ神なる、故に、かくいへるなり。

〔後々釈云〕 しかいふは、次に気吹戸主と云神、気吹放

とかさね詞に、いはむとて、吞て気吹とよりくる、文詞

のあやに、まうけたとへたる也。されは気吹放たまふ

と云る譬也。

(頭書) 後積云、八塩道とは、上の塩の八百道をうけ重
ねていへる也。上には八百と云て、これにた、八とのみ
云るは、これ違へる如く聞ゆめれとも、八とのみいふと
きは、八十にも、八百にも、八千にもわたりて、広けれ
は、八百、塩道をいふに同じしき也。又速秋津日子日女二
柱、神は、古事記に、水戸神とあるを、こゝに塩の八百
会に坐と云るは、いたく処違ひたれとも、是に深きよ
しあり。そは潮の八百会は、此、蹶国の海上の塚にて、
根、国の方へ、潮の没往門口なれば、是又彼方の水戸也。
常に云水戸は、川より海へ水の出る口、塩乃八百会は、
海より入て根国の方へ水の出る口なれば、此方にて川よ
り出る所と彼方へ出る所との差こそあれ、共に同じく
水戸なる、古伝の趣の妙なること、かくの如し。よく
味ふへし。

如此久可呑気吹戸坐須気吹戸主止云神根国底之国尔气
吹放如此久气吹放根国底之国尔坐速佐須良比咩登云
神持佐須良比失

後積云

気吹戸とは、此、気吹戸主、神の、諸の罪穢を、

いふき放ちやり給ふ処のかきりを、ひろくいへるにて、
はしめ祓つ物を、川に流し棄る処よりして、終に根、国
に至るまでの間に、ひろくわたる名より、坐といへるは、
気吹戸といふ所の一あること聞ゆめれとも、然らず。
た、上の二の例のまゝに、坐とはいへるにて、別にし
かいふ所の一あるにはあらず。○気吹戸主神は、倭姫
命、世記に多賀宮一座、豊受、荒魂也、伊弉那伎、神所
生神、名、伊吹戸主亦、名、曰、神直日、大直日神、と見
えたり。多賀宮は、伊勢、外宮の別宮高宮也。是を豊
受、荒魂といへるは、心得ねと伊吹戸主を、直毘、神也
といへるは、後、世人はさらに思ひよるまじき事なれば、
こは必ず古き伝説なるへし。ここに正しくかなひて、い
とたふとし。○根、国底之國は、即、黄泉、國也。そも
世、中の凶事は、皆もと黄泉、國より起り来ることな
るを、祓禊は、其罪穢の凶事を、本の黄泉の國へ、かへ
しやるしわざにて、此祓禊する事を、天津神、国津神の
聞食し納るれば、此段の神たち、其祓ひすてたる罪穢の
凶事を次第によみの國へおくりかへしやり給ひて、世、
中の罪穢除こり清まりて凶事なき、是を祓禊の旨趣なり

ける。○氣吹イブキは、息イ以テ吹ク也。放ハナは、はなちやる也。

さて速開津比咩には、呑といひ、此神には、氣吹放といへるも、実に此ノ異カあり。かの呑給ふは、顕国の罪穢ツの除ノり亡ウるなれば、呑没失イミシツふ也。此ノ氣吹放給ふは、既に根国の方に移りたるを、受て根国までやり給ふなれば、其物を、御息以て、吹やりたまふ也。此ノ心はへ、直毘神と、伊豆能売神とに、よくあたれり。

執中抄云、速佐須良比咩は、伊勢、国奄芸郡、尾崎神社記に、祭神一座土藏靈貴速佐須良姫、命、御靈形石坐、是祓所靈神也。素盞烏尊、御子也。為天下、人民、解除天津罪国津罪、致国家、泰平生、育人畜草木之靈神也、などあるかごとく、土藏の靈貴にまして、素盞烏尊と共に、彼土におはしまし、罪穢をさすらひ失ふ事を掌給ふ。されは土藏とは、黄泉なり。是地軀の臟府なるよしなり。後釈云、さすらひうしなふは、行方ユクヘ所知ムれすなして、亡ウシなひ給ふなり。流離などの字を訓ム其意なり。俗傳をも訓ムり。

(頭書) 後釈云、或人問、かの伊邪那岐、大神の御禊に、此神たちの生坐るは、先禍津日、次に直毘神、次に

伊豆能売にて、其次第、事の趣に、よくかなへり。然れば、こゝも、氣吹戸主、若直毘神ならず。瀬織津比咩の次に、氣吹戸主、次に速開津比咩なるへきに、此二柱、神の御事の次第の、かへさまなるはいかに、呑、先祓にて罪穢の除ノり清まる次第、初に瀬織津姫、早川の瀬より大海原に持出給ひ、次に大海原を経て、塩の八百会まで至るは、此氣吹戸主神のいふき放ちて、おくりやり給ふにて、次に速開津姫の呑給ふ也。然れば彼御禊に生坐る次第と、違へることなし。然るに氣吹戸主の事を、瀬織津姫の次に云、さるは、後にここにいふ故に、略けるもの也。もししからは、大海原の間を、はるくも経て、塩の八百会までは、いつれの神のおくりやり給ふとかせん。上文に、持出奈武モチイデナムといひて、次には如此持出往波と、往てふ言を加へて、いへるに、心をつくへし。瀬織津姫の事は、持出るまでなる故に、そこには、往といはず。往るは持出たるうへのごとにて大海原を経て往るにて、此一言に、氣吹戸主の御しわざの、此間にもある事を思はせたる。上代の文妙也とも妙也。なほさりに見過すへきにあらず。さてその事を、そこに

は云、すして、こゝにしも云るゆゑは、伊豆能売の香給ひて、さて、その塩の八百会より、又根、国まで、おこりやり給ふも、同し此、直毘、神の御しわさなる故に、こゝにいひて、かしこをもかねたり。そは此、神は、すへて万の凶事を、直し清め給ふ御霊の神に坐れば、広くいふ時は、早川の瀬に流れ出るより、根、国に到りて、さすらひ失るまで、始め終りすへて、此、神の御霊にあらざることなければなり。しかるにもしこれを、瀬織津姫の次にいふときは、其、御霊の、始終にわたること、あらはとかたく又塩の八百会より、根、国までの間の事に闕れば、かれこれを以て、こゝには挙たる物也。なほいは、罪穢の、塩の八百会に没亡るまでは、顕国の事なるを又それより更に根、国の方に就て云、ときは、かの塩会に没ゆくは、彼方にては出来るにて、水門なれば、上にもいへる如く、伊豆能売、神は、水戸神とあるにも、かなひたれば、顕国にて、早川より水戸を経て、海に出る処にも、此、神の御霊あるべく、またかの八百会より、彼方へ流れ出る処にも、顕国の如く、瀬織津姫の御霊あるべきこと、互に相准へて知へし。かくて、そ

を根、国まで、おくりやるは、又顕、国にて、大海、原を経て、八百会まで、おくりやる□、同しければ、直毘の神を、こゝに挙ること、又其よしあり。かくして根、国に至りて、さすらひ失ふは、又顕、国にて、いづのめの神の香給ふと、同しければ、速佐須良姫の、御しわさにも、伊豆能売の御霊あるへし。かくの如く此、神たち、たかひに御幸ひて、祓の功を相成し給ふものなり。さてまた此佐須良比咩は、須勢理毘売にて、其、神は、祓にも由縁なきが如くなれども、これに深きゆゑよしあることなり。そは先気吹戸主の根、国にいぶき放ちやり給ふ□にて、祓の事は竟て、此、比咩神さすらひ失ひ給ふは、その祓の験を立給ふ御しわさ也。故、こゝの四柱の神の中に、此、神のみは、かの伊邪那岐、大神の御禊に生坐る神にあらすして、其、禊の験に生坐る貴御子須佐之男、大神の御女也。これまた深き理なりけり。さてはしめ其、御父、須佐之男、大神、又祓によりて、罪穢清まりて、世に大功を立給ひ、其、御末大国主、神はしめ、しはく、八十神の禍事に遇給ひしを、根、国に至り坐て、此、須勢理毘売、命に娶坐、此、比売神の御

はからひによりて、顕國にかへり世にたくひなき大功を立給へる、これ此、ひめ神の、人民の罪穢を、さすらひ失ひ給ひて、福を得ると、事の趣き運ひ、全く同じきを思ふへし。大國主、神と、此、ひめ神と、もに、御禊に生坐る須佐之男、大神の御後にして、夫婦となりて、此、功を立給へること、又ふかきことわりあるへし。

如此久失、天皇我朝廷尔仕へ奉留官官人等乎始氏天下四方、自今日始氏罪止云布罪波不在止

真苗云 上の条々に云る如く、神漏岐神漏美乃命以弔、

云々、皇御孫之命を、此、葦原水穗之國に、天降し給ひ、安國と知し食といふ件りそ、皇上を奉戴し、朝旨を遵守せしむへき事、との教則の基なる、又天之益人等我云々より、許々太久乃罪出武とある如く、其、悪行をつゝし、犯すことのなきそ、天理人道を明にすへき事、との教則の基なる。また天津宮事以弔より天津祝詞乃太祝詞事乎宣礼、とある件りそ、敬神愛國の旨を体すへき事、との教則の基なる。さて天津神波、天磐間乎押披氏云々より、こゝの件りなる自今日始氏、罪止云罪波

不在止、といふまては、敬神愛國の旨を体し、天理人道を明にし、皇上を奉戴し、朝旨を遵守す、との三条の教則に、もし、戻りし者のありとも、その過ちを改めて、祓具を出し、滅罪の祓を、かくする上からは、その罪咎をまぬかれぬへきよしを云るなり。今、世贖金を出すも、事の趣は一なり。されは、百官人を始め、四方、國人まて、天津神、国津神の恩頼を蒙りて、罪といふつみはあらし、といふことなり。

（頭書）後積云、不在止、祓給比清給事乎、と次の語□□をへたて、つゝ、く詞也。さて上に、皇御孫之命乃朝廷乎始氏、云々、罪止云布罪波不在止といひ、また云々事之如久遺罪波不在止といひて、又こゝにもかく云るは、同じことのいたつらに重なりて、拙きか如くなれと、これ古文のつねにして、よく語の条理をた、して見れば、拙からず。条理よくとほりて聞ゆる也。

後積云 高天原尔とは、殿造りをいふとて、高天原尔千木高知と云とおなし意にて、たゝたかくといふことなり。

かならずしも、高天、原まで、至るよしにはあらず。この言を、高天、原に坐ス神たちに、聞食せといふ意也、

といふ説はいとつたなし。

真苗云

後釈に云れたる如く、

耳振立氏と云は、上代より、馬を祓具として、朝廷にても、何れの国にても、牽出す。式たることは、古書にもに見えたり。其、祓具を以て、直に詞の上にそへて、あやなせるといふは、馬は耳の高くして、聞くことの疾き獸なるから、そをかりて然云るなり。さてこ、は、馬牽立氏、祓給比清給事乎、諸聞食、とつ、くてにをはなり。

今年六月晦日夕日之降乃大祓尔祓給比清給事乎
諸聞食止宜

後釈云

夕日之降とは、夕つかたをいふ。降は、久陀

知とよむ、古言也。朝に為る事には、朝日之豊采登尔

といふ。朝夕のことを、かく云は、古の雅言なり。○

諸とは、はしめに、集侍親王云々等諸、とある諸を

さすなり。宣とは、中臣みつからいふなること、はしめとおなし。

四国ト部等大川道尔持退出氏祓却止宜

考云

ト部は、解除の事をとるなれば、祓詞をはりて後、

そのはらへつものを、川辺に持出て、流しやれと、仰せ給ふなり。

後釈云

四国とは、在京なると、伊豆壹岐対

馬との四国也。○大川道とは、はらへつものを流しすて

て、海はらへやるには、川はその道なるゆゑに、ことに道とはいへるなり。さてこのなしやる川は、そのとき

くの京によりて、何の川にても有へし。○退とは、

京より外へゆくをいふ。○祓却は、神祇令に、ト部為

解除とある是也。○さて此、段は、初なる集侍親王

云々の段と共に、二季の大祓の定まりし時に、加へられたる文なること、論なし。

(頭書) 後釈云、四毛国とある毛、字は、後、世人の、なまさかしらに加へたるもの也。よもの国ならんには、たに四方とも、四面とも書こそ、古書の例なれ。毛、字を書く例もなく、いとつたなきこと也。又ト部は、考に云れたる如く、三国よりてそ出れ、諸国より出たることなし。されはこれは、四国にて、四箇国のト部也。四時

祭式、大祓御贖、条に、召^レ中臣^ヲ、稱^レ唯率^ニ、文部四国、卜部^ヲ、入^ル云々、宮内省式に、四国^{ヨクニ}乃^レ卜部等云々、台記、別記、大嘗会、中臣、寿詞にも、四国、卜部等云々などあるを以てしてへし。さるにては、伊豆壱岐対馬に、今一国は何れそといふに、京にあるを加へていふなるへし。臨時祭式に、其^ノ卜部^ヲ、取^ル三國^ニ云々、若^シ取^レ在^ル都^ニ之人^ヲ云々、これにて、在京の卜部もあることをしるへし。京ならば、国とは云へからざる例なれとも、三國并在京卜部などいはんは、煩はしければ、三國に合せて四國とは云なるへし。

大祓詞三条弁 下卷 終

大祓は上つ代よりのならはしにて、いともかしこきわさなるを、中つ代には其さまや、おとろへしを、明らかに治る此大御代となりて、其わざをも興させられ、やかてはいにしへにも立帰りぬへきさまなるは、うれしきことにこそあれ、さて其大祓詞も、中つ世にはさま／＼にときひかめたるを、ちかき世の大人たち漸々に説明らめ来

しを、今又一敏と梶を同くする根本ぬしは、今の教導の三条の規則と其旨ことならずとて、大人たちのときことをあけて、三条の規則にあはせつはらに説のへたるはめつへきことにして、世の人三条の教をまもり、心をすなほにして、現せのつみとかかふる事なく、さてみそきはらひして、目にも見えぬ幽界の罪とかも消ゆかは、皇国のいやさかえゆくもとみ、此外にあるへくもなし、さて其みそきはらひはいかにといふに、大祓詞にもいへる如くにて、天つ祝詞の大諄辞をのるをこそむねとすれ、其太のりとは、ヒトフタミヨイウムユイ、ヤコソタリモノヨロソ一二三四五六七八九十百千万てふ六言四句のうた也けり、こは天地のひらけゆくさまをつゝりていとともやことなく、人々つねにのるへき詞なれば、さの名ともなりつるにて、こを守らては天津神国津神もめて給ひ、くさ／＼のつみ咎さえて、もろ／＼のけかれの清まるも、これにまされることはあらざるを、中つ代より其つたへを失ひたるは口をしきことそかし、こたひ大祓詞三条弁を桜木にちりはめ、世に弘くせむとて、根本ぬしのわれにも一言そへてよと請はる、ま、に此よし書付るにこそ、年の号を明治てふ其七年にあたるとしの三

月十日、東の都にてしるす

豊後国人

小河一敏